

## 第70号議案

春日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の一部改正に伴い、子育てのための施設等利用給付に関する報告等をしなかった事業者等に対する過料を定めるとともに、その他所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
等を定める条例の一部を改正する条例

春日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める  
条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合を含む。)」  
を加える。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を  
「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等  
の運営に関する基準」に改める。

第3条中「第2条第14号」を「第2条第19号」に、「府令第2条第17号」を「同条第22  
号」に改める。

第4条第1項中「第14条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合を含む。  
以下この項において同じ。)」を加え、「又は同項」を「又は法第14条第1項」に改め  
る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か  
ら施行する。

(経過措置)

- 2 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第2条の規  
定により同法の施行の日前に行う同条に規定する行為については、この条例による  
改正後の春日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等  
を定める条例の規定の例によるものとする。